

焼肉のたれの自主回収について

2026 年 8 月 2 9 日

郡山市保健所

生活衛生課

課長 佐藤 康裕

TEL：924-2099

令和 8 年 8 月 2 8 日（金）、福島県から郡山市内の事業者が製造した焼肉のたれの表示にアレルギー（小麦）欠落疑いの情報提供を受けました。調査したところアレルギー（小麦）の欠落が確認されたため、製造者が当該食品の自主回収を行っております。

記

1 自主回収の理由

食品表示法に基づき表示が必要である特定原材料「小麦」の表示が欠落しているため。小麦アレルギーの方が誤って食べた場合、健康被害の恐れがあります。

2 自主回収対象食品

名称	焼肉のたれ（しょうゆ味）	焼肉のたれ（みそ味）
製造者	株式会社ファーストフーズ（郡山市堤一丁目 161）	
内容量	275 g	
販売期間	令和 7 年 10 月 28 日 ～ 令和 8 年 8 月 2 8 日	
販売店舗	（1）あぐりあ（郡山市安積町成田一丁目 20-1） （2）直売カフェ・こころや（西白河郡泉崎字村泉崎字川畑 37-1）	
※販売数量は調査中	（3）あだたらの里直売所（安達郡大玉村大山字新田 10-1） （4）道の駅ひらた（石川郡平田村上蓬田横森後 160） （5）花菜（ファースト）（郡山市堤一丁目 161）	

3 問合せ先

株式会社ファーストフーズ（郡山市堤一丁目 161）

TEL 024-951-9034

4 保健所の対応

製造者に対して、当該食品の購入者に適切な情報提供をするとともに、原因究明及び再発防止を図るように指導しました。

【参考資料】「食物アレルギーとは？」・「表示の対象となるアレルゲン」

（出典）加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック（消費者庁 R8年4月作成）

●食物アレルギーとは？

食物アレルギーとは、食物を摂取した際、身体が食物に含まれるたんぱく質等（以下「アレルゲン」という。）を異物として認識し、自分の体を過剰に防御することで不利益な症状を起こすことです。主な症状は「かゆみ・じんましん」、「唇の腫れ」、「まぶたの腫れ」、「嘔吐」、「咳・ぜん息（ゼイゼイ・ヒューヒュー）」などです。「意識がなくなる」、「血圧が低下してショック状態になる」などの重篤な症状を呈する場合もあり、最悪の場合、死に至ることもあります。食物アレルギーは、人によってその原因となるアレルゲンと、その反応を引き起こす量が異なります。また、同一人であっても体調によって、その反応も変わります。

なお、食物不耐症（ヒスタミンによるアレルギー様作用やカフェインによる興奮作用など）は免疫に作用するものではないため、食物アレルギーには含まれません。

2 表示の対象となるアレルゲン

表示の対象となるアレルゲンは、食品表示基準で表示を義務付けるもの（特定原材料）と通知で表示を推奨するもの（特定原材料に準ずるもの）の2種類があります。

これらは、消費者庁において定期的の実施している実態調査により、食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった原因物質について、特に発症数や重篤度から勘案し、表示の必要性のあるものとして位置付けています。なお、食物アレルギーの原因となる品目は、時代の変化と共に変わっていく可能性があるため、実態調査等による科学的な検証を行い、新たな知見や報告が得られれば、適宜、見直しを行っています。

■食物アレルギー表示対象品目

表示	用語	品目*
義務	特定原材料（9品目）	えび・カシューナッツ・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生（ピーナッツ）
推奨	特定原材料に準ずるもの（20品目）	アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・ pistachio・豚肉・マカダミアナッツ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン